

運 営 規 程

児童福祉法に基づく指定障がい児通所支援による
児童発達支援・放課後等デイサービス
保育所等訪問支援

一般社団法人 はなぶさ会 多機能型 児童発達支援ルーム あすたむ

(事業の目的)

第1条 一般社団法人 はなぶさ会（以下、「法人」という）が設置する、多機能型 児童発達支援ルーム あすたむ（以下「事業所」という。）が行う（昭和22年法律第164号。以下「法」という）に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援事業（以下「事業」という）が、地域の障がい児に対し住み慣れた地域生活が継続できることを念頭に置き、温かさや愛のある家庭生活の持つ強さを活かした通所や訪問支援を行う。

障がい児（以下「児」とする）個々の心身機能や能力、社会背景に応じた適切な療育訓練、日常生活訓練、社会適応訓練、文化的活動等の各種支援を通し、児の自律促進や、生きがい発見・自己肯定感を高め、児や保護者、及び取り巻く人々の福祉の増進を図る。またこれらを実現するためには適正な運営を確保維持しなければならない。

よって必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の円滑な管理運営を図るとともに、事業所の職員が、児及び保護者（児童福祉法第164号第21条5の5第1項に規定する給付決定を受けた児の保護者をいう以下「利用者」）に対し、児の意思や思い、自主性や人格を尊重し、児及び利用者の立場に立った適切な児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、児の意向、個性、診断と障がいの心身への特性や取り巻く環境の事情を踏まえ、個々に応じた適切な「個別支援計画」を作成し、これに基づき的確な評価を行い、児の意思及び人格を尊重して当該児や利用者の立場に立った適切かつ効果的な指導及び訓練を提供し、その効果について継続的な評価(モニタリング)及び成果判定を実施する。

また利用者との綿密な情報意見交換や面談等を講ずることにより、児に対して実生活の場面においても適切で効果的かつ必要な時に児童発達支援を提供する。

- 1) 児童発達支援の提供に当たっては、児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、また集団生活に適応できるよう事業所において個々に応じた適切かつ効果的な助言や療育訓練を行うものとする。
- 2) 放課後等デイサービスに当たっては、児が生活能力や社会性獲得と適応向上や集団

生活における対人能力にも適応できるよう、事業所において個々に応じた適切かつ効果的な助言や療育訓練を行うものとする。

- 3) 保育所等訪問支援の提供に当たっては、児が同年齢集団かつ決められた空間において、他児童や職員等との集団生活や社会生活に適応できるよう、個々に応じた適切かつ効果的な助言、指導、療育訓練を行うものとする。

2、これらを総合的に鑑み、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県・市町共に、児の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する専門職者、行政、地域住民、ボランティア等インフォーマルサービスとの連携に努める。また事業所は、児の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるよう努める。

- 3、事業の実施にあたっては、前3項4項の他、法及び法に基づく、
指定通所支援事業の人員、設備、及び運営に関する基準
(平成24年2月3日 厚生労働省令第15号)
(平成29年4月1日 法律 第63号。以下「児童福祉法等改正法」)
(平成30年4月1日号外厚生労働省令第3号)

その他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

- 4、事業所は、提供するサービスの質と効果性、及び児と利用者のニーズ達成度の評価や判定を行い、常にその改善を図るように努める。

(事業の運営)

第3条 事業所は、支援の提供に当たっては、利用者の負担により事業所の職員以外の者による支援は行わない。また、第三者評価の実施については行わない。

(事業所の名称等)

第4条 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1、名 称：一般社団法人 はなぶさ会 多機能型 児童発達支援ルーム あすたむ
- 2、所 在 地：愛媛県松山市中野町甲366番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 当該事業所に従事する職員の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- 1、管理者 理学療法士 1名 (常勤職員)

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の実施と運営に関する規定や法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- 2、児童発達支援管理責任者 公認心理士 1名 (常勤職員)

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 児童発達支援にかかる個別支援計画の作成に関する適切な方法により、児の有する能力や個性、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価観察を通じて、障がい児等の希望する生活や課題等の把握と課題分析(以下「アセスメント」)を行い、児が自律した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容を検討する。
- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援以外の行政、保健医療サービス、又はその他の福祉サービスやボランティア等のインフォーマルサービスとの連携も含め、児や家族等の生活に対する意向や想い、総合的な援助の方針、生活や人生全般の質を向上させるための課題、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の目標、及びその達成時期や支援を提供する上で留意事項等を記載した、個別支援計画の原案を作成する。
- (ウ) 個別支援計画の原案の内容を、利用者に対して丁寧に説明し、文書により同意を得た上で、作成した個別支援計画を記載した書面を利用者に交付する。
- (エ) 個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握（児等についての継続的なアセスメントやモニタリング）を行うとともに、6ヶ月に1回通所計画の見直しを行い、必要に応じて通所支援計画を変更する。
- (オ) 利用に際し、他の障がい児通所事業所、障がい者・児相談支援事業者及び医療、保健、福祉機関等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、当該事業所以外における障がい児通所支援等の利用状況や児の状態や生活背景等を把握する。
- (カ) 当該児等の意向、個性と診断、障がいの心身特性や取り巻く人的物理的環境の諸事情を踏まえ、児が自律した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに自律した日常生活を営むことが可能と認められる障がい児に対し、必要な支援を行う。
- (キ) 他の職員に対する技術や知識の提供、教育、助言、指導を行う。

3、児童指導員

通所支援計画に基づき、児に対し適切な支援等を行う。

4、保育士

通所支援計画に基づき、児に対し適切な支援等を行う。

5、訪問支援員

保育所等や居宅に訪問し、児の諸問題等に対し適切な助言、支援を行う。

6、機能訓練担当職員

個別支援計画に基づき、児固有の特性を評価した上で、日常生活や社会生活を営むのに必要な、より専門的な日常生活技能や社会適応・順応等の療育訓練を行う。

7、事務職員

事務職員は、事業運営に必要な経理、庶務等の事務を行う。

8、嘱託医 さくら診療所 医師 石原 鉄 夫 医師 石原 千 賀

嘱託医は、当該事業所を利用する障がい児の健康管理、定期診断、予防接種、必要に応じて医療処置、療育助言等を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供時間は、次のとおりとする。

1、営業日：月曜日から土曜日までとする。

ただし子供の日、お盆、12月30日から1月3日を除く。

2、営業時間：9：00～17：00 とする。

3、サービス提供曜日及び提供時間

＜児童発達支援＞

曜 日： 月曜・火曜・水曜・木曜・金曜・土曜・学校長期休暇

時 間： 10:00～16:00 とする。

＜放課後等デイサービス＞

曜 日： 月曜・火曜・水曜・金曜・土曜・学校長期休暇

時 間： 16:00～17:00 とする。（土曜のみ 10：00～17：00）

※障がい児の症状(多動、寡動、過敏、鈍麻等)や、児個々の個性やニーズに応じた目的別の、より療育効果の望まれる、個別療育含む小集団での活動を行う。

＜保育所等訪問支援＞

曜 日： 月曜・火曜・水曜・木曜・金曜・土曜

時 間： 児に合わせた必要な時間で、9:00～17:00 までとする。

(児童発達支援の定員)

第7条 事業所の定員は、次のとおりとする。（事業所全体の利用定員；10人/1日）

1、 児童発達支援事業

ウィークデイ : 7名

土曜日 : 5名

祝日、長期休暇時 : 7名

2、 放課後等デイサービス

ウィークデイ : 3名

土曜日 : 5名

祝日、長期休暇時 : 3名

3、 事業所は、前項の定員及び指導訓練室の定員を超えて支援の提供を行わない。

ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(当該指定事業の支援を対象とする主たる対象者)

第8条 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、を提供する主たる対象者は次のとおりとする。

＜主たる対象者＞

- (1) 障がい児：18歳未満の知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者、身体障がい者
自閉スペクトラム症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障がい
限局性学習症、注意欠陥/多動性障がい（AD/HD）
その他これに類する脳機能の障がい
肢体不自由障がい児 重複障がい児等

第9条 事業所で行う、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の計画作成は、次のとおりとする。

- 1、 事業所は個別支援計画に基づき、児の心身の状態や生活能力の状況に応じて、その児の支援や保護者への助言を適切に行うとともに、支援内容が漫然かつ画一的なものとならないように十分に配慮する。
- 2、 職員は、当該事業による支援の提供に当たっては、自身の身内との想いで、懇切丁寧を心がけ、児及び通所給付決定保護者に対し、支援上必要な事項について、児や利用者の尊厳を尊重しながら、理解しやすいように丁寧に説明を行う。
- 3、 事業所は、提供する支援内容の質の評価を行い常にその改善を図るとともに、児童発達管理責任者は以下の無いように努める。
 - (1) 個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、児及び利用者の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、児の発達を支援する上で適切な支援内容の検討を行う。
 - (2) アセスメントに当たっては、児及び利用者に面接を行う。この場合において児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を児及び利用者に対して十分に説明し理解を得る。
 - (3) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、児及び利用者の生活に対する意向、児に対する総合的な支援目標及びその達成次期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、支援を提供する上での留意事項、その他必要な事項を記載した個別支援計画の原案を作成する。

この場合において、児の保護者、家族に対する援助、及び事業所が提供する支援以外の保健医療サービス、又は福祉サービス、インフォーマルサービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努める。
 - (4) 個別支援計画の作成に当たっては、児に対する支援の提供に当たる担当者等を招集した会議を開催し、個別支援計画の原案について意見を求める。
 - (5) 個別支援計画の作成に当たっては、児及び利用者に対し、当該個別支援計画について説明し文書によりその同意を得る。
 - (6) 個別支援計画の作成をした際には、児の個別支援計画を利用者に交付する。
 - (7) 個別支援計画の作成後、個別支援計画の内容や実施状況、児の変容の把握のために、継続的なアセスメントを含むモニタリングを行うとともに、児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6ヶ月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。
 - (8) モニタリングに当たっては、利用者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
 - ① 定期的に児と利用者に面接し日頃の様子や困りごと、改善点等を訊く。
 - ② 定期的にモニタリングの結果を記録し、利用者にも通知する。

(支援の内容)

第10条 事業所で行う、支援の内容は、次の通りとする。

1、指定児童発達支援

(1) 個別支援計画の作成

(2) 基本事業

- ① 個別療育：感覚統合理論に基づく固有知覚、視覚、聴覚、前庭系の統合
- ② 日常生活における基本的動作：立つ・歩く・上肢操作・バランス・知覚認知
- ③ 日常生活における応用的活動：身辺活動（清潔・更衣・食事・排泄等）
- ③ 生活能力適応：困難処理事案を解決するための発想、工夫
- ④ 集団適応：少人数内での関係や距離感の認知、コミュニケーション技能
- ⑤ 社会技能適応：ゲーム等によるルール理解、機器操作、模擬買い物等
- ⑥ 精神心理認知的支援：正常発達や強みの部分の促進、感情や行動のコントロール
- ⑦ 生きがい、楽しみ支援：創作活動、季節行事等
- ⑧ レクリエーション行事：静的・動的と個別・集団ゲーム、音楽活動等
- ⑨ 家族等関わる人への助言：生活上の対応法助言、援助支援方法の助言、療育助言
- ⑩ 健康管理：健康相談、健康チェック、発達相談、医療相談
- ⑪ 介護支援：更衣、排泄、清潔保清の身体介護
- ⑫ その他、事業の目的を達成するために必要な支援、援助

2、指定放課後等デイサービス

(1) 個別支援計画の作成

(2) 基本事業

- ① 集団及び個別：静的動的ゲームやグループ遊びによる心身と対人技能の改善
- ② 日常生活における基本的動作：上肢操作・バランス・知覚認知
- ③ 日常生活における応用的活動：身辺活動（清潔・更衣・食事・排泄等）
- ③ 生活能力適応：困難処理事案を解決するための発想、工夫
- ④ 集団適応：少人数内での関係や距離感の認知、コミュニケーション技能
- ⑤ 社会技能適応：ゲーム等によるルール理解、機器操作、模擬買い物等
- ⑥ 精神心理認知的支援：正常発達や強みの部分の促進、感情や行動のコントロール
- ⑦ 生きがい、楽しみ支援：創作活動、季節行事等
- ⑧ レクリエーション行事：静的・動的と個別・集団ゲーム、音楽活動等
- ⑨ 家族等関わる人への助言：生活上の対応法助言、援助支援方法の助言、介護技術
- ⑩ 健康管理：健康相談、健康チェック、発達相談、医療相談、制度の相談
- ⑪ その他、事業所の目的を達成するために必要な支援、援助

3、保育所等訪問支援

(1) 個別支援計画の作成

(2) 基本事業

- ① 児本人に対する、家族以外の集団生活適応のための対人技能の専門的支援
- ② 訪問先施設の保育士、その他職員等に対する支援；支援方法の助言

(利用者から受領する費用の種類及びその額)

第11条 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を提供した際は、各々の支援に対し、市町が定める負担上限額の範囲内において利用負担額の支払いを受けるものとする。

- 2、 法定代理受領を行わない児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を提供した際は、利用者から、法第 21 条の 5 の 3 第 2 項の規定により算定された給付額の支払いを受けるものとする。
- この際に提供した児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3、 事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次の費用の額の支払を受けることができるものとする。
- (1) 児童発達支援
- (ア) 創作、療育活動に係る材料費 使用時に実費額負担
- (イ) 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担をさせることが適当と認められるものの実費。
- (2) 放課後等デイサービス
- (ア) 創作、療育活動に係る材料費 使用時に実費額負担
- (イ) 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担をさせることが適当と認められるものの実費。
- (3) 保育所等訪問支援
- (ア) 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担をさせることが適当と認められるものの実費。
- 4、 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第 12 条 サービスを利用するにあたって、事業所は利用者等に対し、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の通所給付決定保護者及び児に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。
- 2、事業所内の療育器具使用にあたっては、職員の指示に従うこととする。

(利用者負担額等に係る管理)

- 第 13 条 事業所は、利用者の依頼を受けて、児が同一の月に障がい児通所支援及び他の障がい児通所支援事業所等が提供する障がい通所支援を受けたときは、児等が当該同一の月に受けた障がい児通所支援に要した費用（特定費用を除く）の額から、法第 21 条の 5 の 3 第 2 項の規定により算定された、障がい児通所給付費の額を控除した額を算定するものとする。
- この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「例」という）第 24 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 25 条の 5 第 1 項に規定する高額障がい児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定障がい児通所支援等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町に報告するとともに、障がい児等及び指定障がい児通所支援等を提供した指定障がい児通所支援事業者に通知するも

のとする。

(通常の事業の実施地域)

第 14 条 通常の事業の実施地域は次のとおりする。

松山市(島嶼部を除く)・東温市・伊予市・松前町・砥部町・久万高原町

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第 15 条 現に児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の提供中に、児の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関、又は児の主治医（以下「協力医療機関等」という）及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。協力医療機関及び家族への連絡等が困難な場合は、救急医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

- 2、 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の提供中に賠償すべき事故が発生したときは、事故詳細を調査したうえで速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第 16 条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害対策が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定する。別紙) 防災マニュアル

- 2、 非常災害時における関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。
- 3、 事業所は、前項の計画に基づいて、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情解決)

第 17 条 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援に関する、児又は利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2、 提供した支援事業に関し、法第 21 条の 5 の 21 第 1 項の定めるところにより、県市町が行う文書、その他の物件の提出、若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備、若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、また児及び利用者及びその家族からの苦情に関して、県又は市町が行う調査に協力するとともに、県又は市町から指導又は助言を受けた場合、この指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3、 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が、同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにかできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第 18 条 事業所は、その業務上知り得た障がい児、及び利用者、その親族等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の関係法令等で遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2、 職員は、その業務上知り得た児、及び利用者その家族等の秘密を保持する。

- 3、 職員であった者に、業務上知り得た児、及び利用者その家族等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき義務と責任があることを説明し、雇用契約の際に誓約書を交わし徹底する。
- 4、 事業所は、他の児通所支援事業者や医療機関等に対して、担当者会議等で児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得ておくものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 19 条 事業者は、児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第 2 条各号に掲げる行為、その他当該児の心身に有害な影響を与える行為は行わない。

そのために次の措置を講ずるよう努める。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見人の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 職員に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修等の実施
- (5) 従業者の悩みや苦勞を相談できる体制の整備及び権利擁護に取り組める環境の整備
- (6) 虐待防止対策を検討する委員会の定期開催及び従業員への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第 20 条 事業者は、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の提供にあたっては、障がい児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2、 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障がい児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3、 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(衛生管理等)

第 21 条 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、設備及び備品について衛生的な管理に努めるものとする。

2、 事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、次の措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びの蔓延の防止のための対策を検討する

委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）事業所における感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備すること。

（３）事業所において従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（業務継続計画の策定等に関する事項）

第 22 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

２、 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

３、 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 23 条 事業者は、児に対し、適切な指定児童発達支援事業を提供できるように従業員の勤務の体制を定めるとともに、従業員の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとする。

①採用時研修： 採用後 3 ヶ月以内（基礎理論、応用理論、現場実習、運営）

②継続研修： 年 4 回（施設内研修、事例発表、研修会学会参加、発表）

（記録の整備）

第 24 条 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

２、 利用者に対する指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援を提供した日から 5 年間保存する。

（１）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備、及び運営に関する基準第 21 条第 1 項（平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号）（以下「基準」という。）に規定する提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援に係る必要な事項の提供の記録

（２）児童発達支援計画

（３）基準第 35 条の規定による市町村への通知に係る記録

（４）基準第 44 条第 2 項に規定する身体拘束等の記録

（５）基準第 50 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

（６）基準第 52 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(そ の 他)

第 25 条 この規定に定めのない事項の他、運営に関する重要事項については、児童福祉法及び厚生労働省令等の法令の定めるところによるほか、一般社団法人 はなぶさ会と、児童発達支援事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

平成 30 年 10 月 1 日	一部変更
令和 2 年 9 月 1 日	一部変更
令和 2 年 12 月 1 日	一部変更
令和 3 年 4 月 1 日	一部変更
令和 4 年 1 月 1 日	一部変更
令和 4 年 4 月 1 日	一部変更
令和 5 年 4 月 1 日	一部変更
令和 5 年 6 月 1 日	一部変更
令和 5 年 10 月 1 日	一部変更
令和 8 年 4 月 1 日	一部変更